

マニュアル改訂の検討に至った経緯

令和2年の大防法の改正において石綿含有成形板を含む全ての石綿含有建材に規制対象が拡大し、石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられた。

併せて、けい酸カルシウム板第1種については、他の成形板に比べて飛散性が高いため、切断・破碎等を行う場合には湿潤化に加え、養生等の追加措置を講ずることとされた。

これまで廃棄物処理法では、吹付け石綿や石綿含有断熱材等が廃棄物となったものが特別管理産業廃棄物である廃石綿等に、その他の石綿含有建材が廃棄物となったものが石綿含有産業廃棄物としてきたところ、今般新たに大防法において作業基準が設けられた石綿含有建材について、それらが廃棄物になったものの分類を整理し、処理における取扱いについての規定を定める必要性が生じた。

そのため、石綿の飛散性に係る評価試験や石綿に関する専門家からの意見を基に、現行のそれぞれの廃棄物の分類の処理基準に照らして適正処理が担保されるような取扱いについて検討を行い、併せてマニュアルの改訂を進めることとした。

さらに、関連する法令等との整合についても考慮し、それらの検討結果により、廃棄物処理法や石綿含有廃棄物等処理マニュアル等に影響が及ぶ事項について整理し、石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂案を作成する。

マニュアル改訂案作成の流れを以下に示す。

